社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会
共用型指定認知症対応型通所介護事業（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業）
わが家　運営規程

（事業の目的）
第 1 条　飯綱町社会福祉協議会が設置するグループホームわが家（以下「事業所」という。）において実施する共用型指定認知症対応型通所介護事業及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護従業者が、認知症の症状を伴う要介護状態の利用者に対して、適切な共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型通所介護」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第 2 条　本事業所が実施する事業は、認知症を伴い要介護状態又は要支援状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
５　共用型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
６　前 5 項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）及び「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 18 年厚生労働省令第 81 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）
第 3 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1)　名　称　　わが家
(2)　所在地　　長野県上水内郡飯綱町大字倉井 2907 番地 1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第 4 条　本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
(1) 管理者　1 名（常勤職員）
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共用型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
(2)　介護従業者　　10 名以上
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（営業日及び営業時間）
第 5 条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
(1)　営業日　月曜日から日曜日までとする。

(2)　営業時間　午前９時 00 分から午後５時００分までとする。
(3)　サービス提供時間　午前９時３０分から午後４時３０分までとする。
(4)　延長サービス可能時間帯　提供前　午前 6 時 30 分～9 時 30 分
提供後　午後 4 時 30 分～8 時 30 分

（利用定員）
第 6 条　事業所の利用定員は、1 日 6 名とする。

（業務の内容）
第 7 条　共用型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
① 相談、援助等
② 介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）
③ 健康のチェック
④ 機能訓練
⑤ 入浴サービス
⑥ 食事サービス
⑦ 延長サービス
⑧ 送迎サービス（但し営業時間外は行いません）

（利用料その他の費用）
第 8 条　本事業が提供するサービスの利用料は介護報酬の告示上の額及び利用保険者の定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた額とする。
２　事業者は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
(1)共用型通所介護に通常要する時間を超える共用型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の共用型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用（１時間につき５００円とする）
(2)食事の提供に要する費用　　７５０円（おやつ代含む。）
(3)おむつ代　　実費
(4)その他の日常生活費　　実費
３　前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
４　共用型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
５　費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

（通常の事業の実施地域）
第 9 条　通常の事業の実施地域は、飯綱町とする。

（衛生管理等）
第 10 条　本事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
２　本事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第 11 条　利用者及びその家族は共用型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を共用型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）
第 12 条　共用型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
２　利用者に対する共用型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
３　利用者に対する共用型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）
第 13 条　事業所は、利用者への虐待防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
（２）成年後見制度の利用支援
（３）苦情解決体制の整備
（４）従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（５）虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底
２　事業所は、サービス提供中に従業者又は擁護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）
第 14 条　事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
（１）身体拘束等の適正化のための指針の整備
（２）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
（３）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

（非常災害対策）
第 15 条　非常災害に備えて、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備等の対策に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年１回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）
第 16 条　共用型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
２　本事業所は、提供した共用型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
３　本事業所は、提供した共用型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体

連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（運営推進会議）
第 17 条　事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置するものとする。

（地域との連携等）
第 18 条　本事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流につとめる。

（その他運営に関する留意事項）
第 19 条　本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
(1)　採用時研修　　採用後 1 か月以内
(2)　継続研修　　年 1 回以上
2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4　本事業所は、共用型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。
5　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
この規程は、令和８年４月１日から施行する。